

に利用していただいています。この高齢者活動支援施設を元気な高齢者のみを対象とした施設とするだけではなく、要介護状態の重度化も予防する施設として位置づけ、利用者の範囲が拡大され、介護認定で要支援又は要介護1と判断され、支援センターを単身で利用出来る方まで」になります。

【問い合わせ】

高齢福祉課 (内線462)

55歳に到達した職員に対して

昇給停止されます

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

満55歳に達した職員に当該年齢に達した後の4月1日以降、昇給を停止する措置を講ずるものです。医師の場合は57歳となります。平成10年の人事院勧告において、国家公務員について翌11年から昇給停止年齢が58歳から55歳に引き下げられました。地方公務員についても同様の措置を講ずるよう国、県の指導もあり4月から実施されます。

【問い合わせ】

人事課 (内線273)

政治倫理検討特別委員会の報告

政治倫理検討特別委員会は平成15年12月定例会で設置され、21回の委員会で調査研究、論議を重ねて、「議員を対象とする政治倫理条例の制定をすべきもの」という結論を得て報告され、本会議で大村市議会議員政治倫理条例を可決しました。大村市議会議員政治倫理条例の骨子については次のとおりです。

1 対象者

対象者は、大村市議会議員とする。

2 政治倫理基準

議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項についての具体的な基準

地位を利用した公正を疑われるおそれのある金品の授受の禁止

市が行う許可、認可、請負契約等に関し、特定の企業、団体等について有利又は不利な取り扱いの禁止

市の職員の採用についての関与禁止

政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附の受け取り禁止

その他、議員の品位と名誉を損なうような行為を慎み、その職務

に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為の禁止

3 市民の調査請求権

議員が政治倫理基準又は請負等の遵守事項に違反する疑いがあるときは、市民（有権者）50人以上の連署で調査請求ができる。

4 政治倫理調査特別委員会

調査請求があつたときは、議会の調査特別委員会で調査を行う。

5 資産等報告書等の提出

調査特別委員会は、事実の解明に必要なときは、資産等報告書等の資料の提出を求めることができ

る。

6 調査対象議員の調査特別委員会への協力義務

調査対象議員は、調査特別委員会の要求があるときは、必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

7 調査特別委員会の調査結果等の報告及び公表

調査特別委員会は、調査が終了したときは、本会議に諮るとともに、議長は、その結果を公表する。

8 対象議員及び議会の措置

対象議員の行為が政治倫理基準又は請負等の遵守事項に違反しているとされたときは、対象議員は、

自ら政治倫理の確保のために必要な措置を講じる。また、対象議員が必要な措置を講じない場合は、議会が必要な措置を講じる。

9 刑事事犯に係る問責制度

刑事事犯により、起訴され又は有罪判決宣告を受け、なお議員の職にとどまろうとするときは、当該議員は説明会を開催して市民に説明をするとともに、当該議員が説明会を開催しない場合は市民に説明会開催の請求権を認めた。

また、有罪判決が確定したときは、議会が必要な措置を講じる。

10 市工事等に関する遵守事項

議員の配偶者、一親等又は同居の親族、これらの者が役員をしている企業は、市に対する請負（下請負を含む。）その他の契約を辞退するよう努めなければならない。また、議員は責任を持って関係者、関係企業の辞退届を提出し、議長は辞退届の提出状況を公表する。

《まとめ》

議員は市政に対する市民の厳粛な信託に応えるため、市民全体の奉仕者として、公正かつ清廉を基本とし、常に高い政治倫理をもって議員活動に取り組んでいくことが強く求められている。

【問い合わせ】

議会事務局 (内線301)